

■赤ちゃん訪問を実施しています。(山都町乳児全戸訪問事業)

山都町では赤ちゃんが誕生されたすべてのご家庭に、町の保健師と子育て支援センターの保育士が一緒に訪問しています。

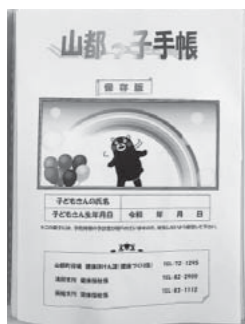
内容

生後2ヶ月までに保護者の方に連絡をして訪問します。

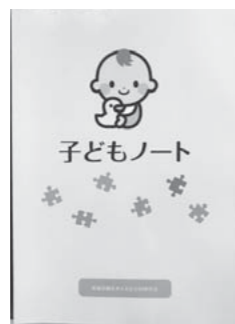
お子さんの体重を測定し、体重増加や成長発達を確認をさせていただきます。母子手帳を見せていただき、出生時やその後の経過についてもお尋ねします。

また、「山都っ子手帳」「子どもノート」をお配りして、予防接種や乳幼児健診の説明をします。特に予防接種は生後2ヶ月からの接種をお勧めしていますので、訪問時に詳しく説明します。子どもさんが元気に成長できるように、子育ての不安や悩み事などの相談・支援を行っています。いろいろなお話を聞かせてください。

配布物



健診の予定表や予防接種の予診票をセットした山都町オリジナルの冊子です。



育児の教科書として使っていただきたい本です。子どもさんの成長・発達の確認もできます。

その他、子育てに関する冊子や子育て支援センターからの資料を配布いたします。



子育て支援センターの施設の紹介など

子育ての悩みや不安が少しでも軽くなるようにお手伝いさせていただきますので、まずは赤ちゃん訪問で保健師や子育て支援センタースタッフの顔を覚えてください。

訪問後も体重の伸びや離乳食など不安なことがあれば、町の保健師や栄養士が対応させていただきます。



保健師による体の発達確認

里帰り出産などで長期間不在にされる場合は、滞在先市町村に訪問を依頼することも可能ですので、ご相談ください。

問合せ先 健康ほけん課健康づくり係 ☎ 72-1229 清和支所 健康福祉係 ☎ 82-2112
蘇陽支所 健康福祉係 ☎ 83-1112 各保健師までお尋ねください。

■今月は各種手帳について紹介します。

○身体障害者手帳

申請に基づいて、目、耳、手足、内臓などに永続する障がいがあり、障がい認定基準に該当する方に、身体障害者福祉法で定める「身体障害者」であることの証票として、知事から交付されるものです。

障がいの程度	重度の側から1級から6級まであります。
新規申請時に必要なもの	・身体障害者手帳交付申請書（役場本庁福祉課、各支所健康福祉係にあります。） ・診断書（指定医が作成したもの） ・マイナンバー ・印鑑 ・本人の写真（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写した、1年以内のもの。）

○療育手帳

申請に基づいて、知的障がい児・者の方に福祉手帳として知事から交付されるものです。

障がい程度の判定	県の福祉総合相談所又は八代児童相談所の職員が申請者と直接会って面接を行います。「知的・発達の程度」と「日常生活能力の程度」、「介護度」によって総合的に判定されます。
新規申請時に必要なもの	・交付申請書（役場本庁福祉課、各支所健康福祉係にあります。） ・本人の写真（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写した、1年以内のもの。）

○精神障害者保健福祉手帳

申請に基づいて、精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に対して福祉手帳として知事から交付されるものです。

等級の認定	熊本県精神保健福祉センターで行われ、有効期限は2年間です。
新規申請時に必要なもの	①診断書による申請 ・申請書（役場本庁福祉課、各支所健康福祉係にあります。） ・医師の診断書 ・本人の写真（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写した、1年以内のもの。） ②年金証書等による申請 ・申請書（役場本庁福祉課、各支所健康福祉係にあります。） ・障害年金証書の写し ・年金振込通知書の写し（直前のもの） ・年金照会に関する同意書（役場本庁福祉課、各支所健康福祉係にあります。） ・本人の写真（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写した、1年以内のもの。）

☆各種手帳を持つことで受けられる制度やサービス等について

【交通利用料金】

・バス運賃 ・熊本市電運賃 ・タクシー運賃 ・有料道路通行料金

【公共料金等】

・NHK放送受信料

【医療費等助成制度】

・更生医療 ・重度心身障害児・者の医療費の助成

【公的機関の制度】

・熊本県ハートフルパス制度

※障がいの等級などにより該当しない場合があります。

各制度・サービス等は役場または各支所で申請して頂く必要があります。各種手帳の申請方法や、制度・サービス等の具体的な内容などご不明な点等ございましたら下記の係までご連絡ください。

問合せ及び申請先 山都町役場 福祉課 ☎ 72-1229
清和支所 健康福祉係 ☎ 82-2112 蘇陽支所 健康福祉係 ☎ 83-1112